

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うこどもの池運営事業の見合わせについて

「板橋区における新型コロナウイルス感染症対応方針」に基づき、本年度のこどもの池運営事業について、下記のとおり対応するので、報告する。

記

1 令和2年度のこどもの池事業見合わせの理由等について

こどもの池運営事業は、利用者（保護者を含む）相互及び利用者と運営受託者の間において、混雑による密集、やり取りによる密接、更衣室利用があれば密閉の状態をつくりだすことになるため、利用者、運営受託者の安全を確保することが困難である。あわせて、人気の高い事業であり、外出を誘引することも懸念される。

一方、こどもの池事業を安全かつ円滑に実施するには、運営受託先の体制づくり、施設の点検及び整備、テント等の仮設、塩素剤等の薬品・消耗品の購入などを行う必要があり、通年、3か月程度の期間を要している。

今般、運営開始の約3月前に当たる現時点において、新型コロナウイルスの感染防止等に係る対策の緩和等の見通しが立たないことから、こどもの池事業の例年どおりの実施については、断念することとした。

なお、今後、状況が大きく改善し、屋外空間での制限が解除された段階で、受託者・設備などの条件が満足できる実施場所については、可能な範囲で暫定運営の実施を検討するものとする。

2 暫定運営にあたっての条件

- (1) 屋外での感染防止にかかる制限や要請が解除され、利用者・受託者双方の安全が確保できること。
- (2) 運営受託先（主として町会・自治会）の応諾が得られること。
- (3) 設備点検・補修などの所要期間を控除して、なお、有効な開設期間を確保でき、利用も期待できること。

【参 考】こどもの池運営事業の概要

- ・対 象：小学生以下の児童及び保護者同伴の幼児（おむつ着用者を除く）
- ・運営数：23箇所
- ・開催予定期間：令和2年7月29日から8月31日まで
- ・児童・幼児利用者数：22,688人（令和元年度実績）
- ・運 営：「こどもの池管理運営協力会（地元町会等）」への委託
- ・費 用：40,949千円（予算額） ※水道料除く